

# 第11次埼玉県交通安全計画の概要

県民生活部防犯・交通安全課

## 1 計画の根拠

- 交通安全対策基本法第25条に基づき、埼玉県交通安全対策会議（会長：知事）が策定する。
- 国の第11次交通安全基本計画に基づき作成するもので、市町村交通安全計画の指針となる。

## 2 計画の主旨・目標・期間

- ① 計画の主旨  
第10次計画が令和2年度で終了したため、次期計画を策定する。
- ② 計画の目標（令和7年までに）  
ア年間の交通事故死者数を100人以下とする。  
イ年間の重傷者数を1,500人以下とする。
- ③ 計画の期間  
令和3年度から令和7年度まで（5年間）

## 3 交通安全対策の重点

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 自転車及び歩行者の安全確保
- ③ 交通事故が起こりにくい環境づくり

## 4 計画の概要（主な施策）

### 第1章 道路交通環境の整備

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備  
自転車利用環境の総合的整備ほか

### 第2章 交通安全思想の普及徹底

自転車の安全利用の推進  
急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等ほか

### 第3章 安全運転の確保

運転者教育等の充実  
事業用自動車の安全対策の推進ほか

### 第4章 車両の安全性の確保

先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進  
高齢運転者への車両安全対策の推進ほか

### 第5章 道路交通秩序の維持

交通指導取締りの強化等  
交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化ほか

### 第6章 救急・救助活動の充実

救助・救急体制の整備  
救急医療体制の整備ほか

### 第7章 被害者支援の充実と推進

自転車損害賠償保険の普及促進  
自動車事故被害者等に対する援助措置の充実ほか

### 第8章 研究開発及び調査研究の充実

高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進ほか

### 第9章 鉄道と踏切道の安全確保

鉄道交通環境の整備ほか